

所得税R4 今回の変更点（令和3年版）

- 税制改正・様式変更 確定申告書 第一表 P.2
- 税制改正・様式変更 確定申告書 第二表 P.3
- 税制改正・様式変更 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 P.4
- 税制改正・様式変更 押印欄の削除、申告書A様式の廃止 P.5
- 医療費明細 医療費集計フォーム（Excel）からの取込に対応 P.6
- 医療費明細 医療費明細の出力（CSV形式）に対応 P.7
- その他の対応 所得金額調整控除額の表示に対応 P.8
- その他の対応 確定申告しない退職所得欄の削除 P.9
- その他の対応 加算税の電子通知／特定口座の金額桁拡張 P.10

● 税制改正・様式変更 確定申告書 第一表

- 1** 押印が削除されました (本人&税理士)

- 2** 帳簿の記帳状況についての「区分」欄が追加されました (営業等「区分」、農業「区分」、不動産「区分2」)

所得 システム の対応	事業	営業等	ア	課税される所得金額	30
	農業	イ			
	不動産	ウ			
	利子	エ			

1: 電子帳簿保存法の規定に基づき、税務署長の承認を受けて、総勘定元帳、
2: 会計ソフト等の電子計算機を使用して記帳している場合 (1に該当する場合)
3: 総勘定元帳、仕訳帳等を備え付け、日々の取引を正規の簿記の原則(複式簿記)以外
4: 日々の取引を正規の簿記の原則(複式簿記)以外の簡易な方法で記帳して
5: 上記のいずれにも該当しない場合

[25.申告書]の第一表タブで選択してください。

- 3** 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の適用についての「区分」欄が追加されました。(不動産「区分1」)

所得 システム の対応	事業	営業等	ア	課税される所得金額	30
	農業	イ		(30)に対する税額	31
	不動産	ウ		配当控除	32
	利子	エ			33

1: 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の適用がある場合

[25.申告書]の第一表タブで選択してください。

- 4** 収入の種目についての「区分」欄が追加されました。(1:個人年金がある 2:暗号資産取引がある 3:両方がある)

所得 システム の対応	所得の種類 種目	所得の生ずる場所 法人番号・住所、名称、電話番号	収入金額	必要経費
	1 雑(その他)	名称 サンプル証券株式会社 電話番号 03 - 3333 - 3333	1,000,000	600,000

個人年金 暗号資産

[21.所得入力]の「雑その他」の入力で区分を選択できるようにしました。

● 税制改正・様式変更 住宅借入金等特別控除額の計算明細書

1 項番の表記変更 (イロハ… → アイウ…)

項番の表記が「イロハ…」から「アイウ…」に変更されました。

2 契約日の追加、入居遅延に関する記載

コロナ対策による入居期限等の延長により、契約日の記載が追加されました。また、新型コロナウイルスの影響による入居遅延についても記載する欄が追加されました。

3 不動産番号の追加

不動産番号が追加されました。対象となる家屋や土地が複数あって書ききれない場合は、二面に記載します。(二面には追加で4つまで記載ができるようになっています。)

Point 税制改正により、計算明細書に不動産番号を記載することで、登記事項証明書の原本の添付を省略することができるようになりました。

4 再居住の特例適用関係の追加

再居住の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日を記載する欄が追加されました。

※従来、「再び居住の用に供した方用」の様式は別に用意されていましたが、本年より、同一の様式を使用するように改められました。

● 税制改正・様式変更 押印欄の削除、申告書A様式の廃止

■ 押印欄の削除（青色申告決算書等）

令和3年度税制改正により、確定申告書をはじめとする税務関係書類について、提出者の押印が不要になりましたので、以下の帳票についても、押印欄がないものに変更されました。

- ・ 青色申告決算書、収支内訳書
- ・ 更正の請求書
- ・ 死亡した者の確定申告書付表
- ・ 財産債務調書合計表、国外財産調書合計表
- ・ 税務代理権限証書、添付書面

■ 申告書A様式の廃止（令和3年分が最終となります）

申告書A様式について、令和5年1月から廃止され、（令和4年分申告からは）申告書B様式に一本化されることとなりました。

▼ 申告書A様式（令和3年分） 第一表

令和00年 月 日 令和00年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A FA2001

令和五年一月から申告書Aは廃止され、

給与	公的年金等	雑業	その他	課税される所得金額 (8) - (9)	上の⑧に対する税額 (7)	配当控除	その他
①	②	③	④	000			00

第一表 (令和三年分用)

●医療費明細 医療費集計フォーム（Excel）からの取込に対応

医療費控除の明細書に「ファイル取込(F2)」ボタンを追加し、国税庁HPで公開されている「医療費集計フォーム（Excel形式）」から医療費明細を取り込めるようにしました。

▼医療費控除の明細書

医療費集計フォーム（Excel形式）のダウンロードは[こちら](#)

2 医療費（上記1以外）の明細

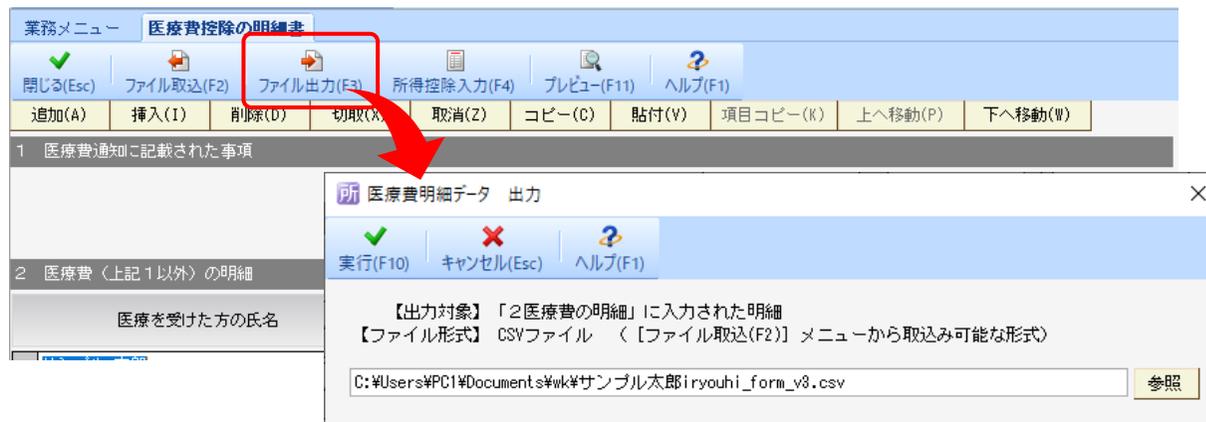
医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの支払先の名称	医療費の区分	支払った医療費	補填される金額
サンプル 太郎	財務総合病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	250,000	200,000
サンプル 太郎	霞ヶ関薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,000	
サンプル 太郎	JR、〇×バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	2,000	
サンプル 太郎	財務総合病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	40,400	
サンプル 太郎	特別養護老人ホーム〇△×	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	150,000	

Excelの内容が取り込まれます

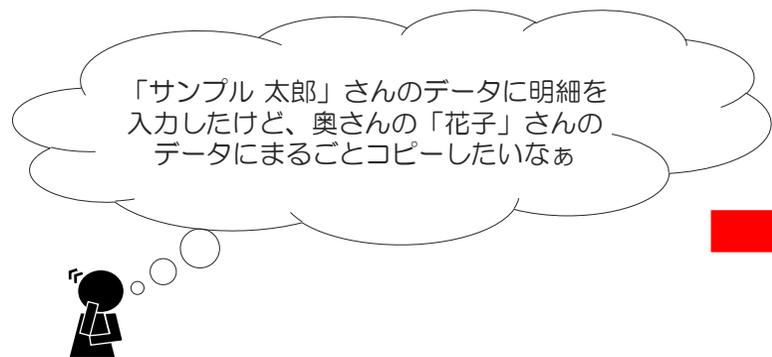
●医療費明細 医療費明細の出力（CSV形式）に対応

医療費控除の明細書に「ファイル出力(F3)」ボタンを追加し、入力した明細をCSV形式で書き出しができるようにしました。

▼医療費控除の明細書



書き出したCSVは、[ファイル取込(F2)] ボタンからそのまま取り込むこともできます。



今回追加した本機能をお使いください！

- ① 「サンプル太郎」さんを選択して [ファイル出力(F3)]

↓

- ② 「サンプル花子」さんを選択して [ファイル取込(F2)]

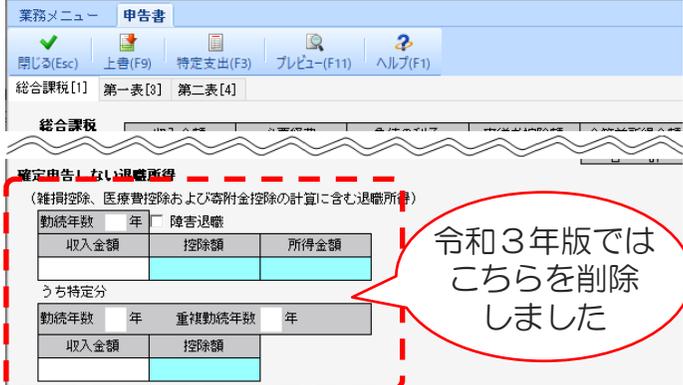
●その他の対応 所得金額調整控除額の表示に対応

その他、以下の対応を行いました。

機能	対応内容
申告書 [総合課税] タブ	<p>昨年の税制改正で追加された「所得金額調整控除」について、控除額が発生している場合は入力画面内にその金額を表示するようにしました。</p> <p>メモ：所得金額調整控除 昨年の税制改正で追加されました。以下の2種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 所得金額調整控除（こども等） 子どもや特別障害者等を有する方の所得金額調整控除です。 年収850万円超の方の税負担が増えることとなりましたが、子育て世帯や特別障害者を有する家庭などの税負担が増えないようにするため創設されました。 • 所得金額調整控除（年金等） 給与所得と年金所得の両方が生じている人の税負担が増えないようにするために創設されました。

●その他の対応 確定申告しない退職所得欄の削除

その他、以下の対応を行いました。

機能	対応内容			
<p>申告書 [総合課税] タブ</p>	<p>「申告種類：一般A、一般B」の場合に入力できるようにしていた「確定申告しない退職所得（下図）」を削除しました。</p> <p>▼所得税R4 令和2年版（今年のプログラム）</p>  <p>▼確定申告書の手引（令和3年分）より抜粋</p> <table border="1" data-bbox="694 1242 1958 1363"> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #cccccc;">③ 退職所得がある方</td> <td>外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある</td> </tr> <tr> <td>※ 退職金などの支払者に『退職所得の受給に関する申告書』を提出した場合、一般的に、退職所得に係る所得税等は源泉徴収により課税が済むこととなりますので、申告書の提出は不要です。<u>ただし、退職所得のある方が確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要があります。</u></td> </tr> </table>	③ 退職所得がある方	外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある	※ 退職金などの支払者に『退職所得の受給に関する申告書』を提出した場合、一般的に、退職所得に係る所得税等は源泉徴収により課税が済むこととなりますので、申告書の提出は不要です。 <u>ただし、退職所得のある方が確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要があります。</u>
③ 退職所得がある方	外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある			
	※ 退職金などの支払者に『退職所得の受給に関する申告書』を提出した場合、一般的に、退職所得に係る所得税等は源泉徴収により課税が済むこととなりますので、申告書の提出は不要です。 <u>ただし、退職所得のある方が確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要があります。</u>			

退職所得がある方の確定申告

～令和2年分

令和3年分～

源泉徴収により課税が済んでいる場合は退職所得については申告不要とすることができた。

確定申告する場合には、退職所得を含めて申告する必要があります。

メモ：対応理由

従来は申告負担軽減を目的として、源泉徴収により課税が済んでいる退職所得に関しては退職所得の申告は不要とされていましたが、この扱いが変更になったことによりです。令和3年の確定申告の手引では、以下のとおり、退職所得がある方が確定申告をする場合には、退職所得を含めて申告する必要がある旨が追加されました。

▼確定申告書の手引（令和3年分）より抜粋

③ 退職所得がある方	外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある
	※ 退職金などの支払者に『退職所得の受給に関する申告書』を提出した場合、一般的に、退職所得に係る所得税等は源泉徴収により課税が済むこととなりますので、申告書の提出は不要です。 <u>ただし、退職所得のある方が確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要があります。</u>

●その他の対応 加算税の電子通知／特定口座の金額桁拡張

その他、以下の対応を行いました。

機能	対応内容												
<p>申告書 [総合課税] タブ</p>	<p>当該申告について、万が一加算税が請求されることとなった場合に発行される「加算税の賦課決定通知書」の受取方法の選択を追加しました。（下図）</p> <div data-bbox="689 529 1373 889" style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p>※当該申告データを電子申告により送信した場合のみ有効となります。書面申告の場合は、従来通り書面での通知のみです。</p> <p>※左図に表示のとおり、受け取りには、納税者本人のマイナンバーカードが必要です。ご注意ください。</p> </div>												
<p>所得入力 「特定口座」</p>	<p>特定口座入力（特定口座年間取引報告書）において、11桁（＝百億円単位）まで入力できるようにしました。</p> <div data-bbox="689 1015 1170 1378" style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">特定口座年間取引報告書</p> <p>氏名 サンプル太郎</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">源泉徴収税額 (所得税)</th> <th style="width: 40%;">株式等譲渡 (住居)</th> <th style="width: 30%;">譲渡の対価の額 (収入金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上場分</td> <td></td> <td style="text-align: right;">12,345,678,901</td> </tr> <tr> <td>特定信用分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">12,345,678,901</td> </tr> </tbody> </table> </div>	源泉徴収税額 (所得税)	株式等譲渡 (住居)	譲渡の対価の額 (収入金額)	上場分		12,345,678,901	特定信用分			合計		12,345,678,901
源泉徴収税額 (所得税)	株式等譲渡 (住居)	譲渡の対価の額 (収入金額)											
上場分		12,345,678,901											
特定信用分													
合計		12,345,678,901											